　　　和歌山市生活困窮者就労訓練事業の認定に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成２５年法律第１０５号。以下「法」という。）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成２７年厚生労働省令第１６号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、市長が行う法第１６条第１項に規定する事業（以下「就労訓練事業」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

　（認定の対象）

第２条　就労訓練事業の認定は、事業所（就労訓練事業を行う事業所をいう。以下同じ。）ごとに行うものとする。ただし、農産物の生産・加工・販売が一体的に実施されている等事業所ごとに認定を行う必要性が乏しいと市長が認めるときは、一括して認定することができる。

（申請手続）

第３条　就労訓練事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省令第２０条に規定する生活困窮者就労訓練事業認定申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、全ての法人については、第５号、第８号の書類の添付を要しない。社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、第１号から第４号及び第６号の書類の添付を要しない。

（１）就労訓練事業を行う者の登記事項証明書

（２）平面図、写真等の事業が行われる施設に関する書類

（３）事業所概要、組織図等の事業の運営体制に関する書類

（４）貸借対照表、収支計算書等の法人の財政的基盤に関する書類

（５）就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開のための措置に係る書類

（６）就労訓練事業を行う者の役員名簿

（７）誓約書（別記様式第１号）

（８）非雇用型の利用者が被った災害について加入する保険に関する資料

（認定等の通知)

第４条　和歌山市生活困窮者自立支援法施行細則（平成２７年規則第５４号）第９条の文書は、認定した場合にあっては生活困窮者就労訓練事業認定通知書（別記様式第２号）とし、認定をしないことと決定した場合にあっては生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（別記様式第３号）とする。

（事業の変更）

第５条　省令第２２条に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）における事項の変更に係る届出は、省令第２２条第１号又は第３号から第５号までに掲げる事項の変更に係るものにあっては、認定生活困窮者就労訓練事業変更届（別記様式第４号）によるものとし、省令第２２条第２号に掲げる事項の変更に係るものにあっては、認定生活困窮者就労訓練事業変更届（別記様式第５号）によるものとする。

（事業の廃止）

第６条　認定就労訓練事業の廃止に係る届出は、認定生活困窮者労訓練事業廃止届（別記様式第６号）によるものとする。

（報告徴収）

第７条　法第２１条第２項の規定による報告の徴収は、報告徴収書（別記様式第７号）によるものとする。

（認定の取消し)

第８条　和歌山市生活困窮者自立支援法施行細則第１０条の文書は、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書（別記様式第８号）とする。

（認定情報の登録等及び情報提供)

第９条　市長は、認定就労訓練事業台帳を備え、認定を行った事業に関する情報を登録し、これを適切に管理するものとする。この場合において、認定就労訓練事業を行う者から事業変更や事業廃止の届出があった場合は、適切に認定就労訓練事業台帳を更新する。

２　市長は、自立相談支援機関があっせんを行うことができるように認定就労訓練事業台帳に登録した情報を、福祉事務所設置自治体に提供するものとする。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年１０月１日から施行する。